

# 郵送による療養費申請について

～保険証等を持たずに100%で受診した場合～

★下記の必要書類が揃っているか、ご自身でチェックをしてお送りください。

□国民健康保険療養費支給申請書 ※記入例があります。

⇒□申請者欄、振込先は世帯主になっていますか？

※支給申請書は医療機関ごと、月ごとに1枚必要です。

複数枚の場合は共通事項を記入後、コピーしてお使いください。

書類の添付漏れが多いです。  
ご注意ください！

□100%で受診した際の医療機関等の領収書（原本）

□医療機関等発行の診療報酬明細書／調剤報酬明細書（通称：レセプト）※医療機関に発行依頼要。

⇒□診療明細書、明細書は不可。「報酬」という文言が含まれているか、必ずご確認ください。

※ただし、調剤（薬局）の場合は、調剤明細書でも可です。

※お手元に上記の書類がない場合は、一度医療機関等にお問合せください。

□世帯主の身分証コピー

※顔写真つき身分証の場合1点（免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカードなど）

顔写真なし身分証の場合2点（保険証、年金手帳、介護保険証、住民票など）

★不備・不足がある場合、書類を返送させていただく場合がありますので、ご了承ください。

## ★注意事項

- ・診療日の翌日から2年が経過すると、申請できなくなりますのでご注意ください。
- ・ご申請から支給まで約3か月かかります。
- ・その他ご不明点があれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。

★申請先・問い合わせ先

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

新宿区 医療保険年金課 国保給付係

03-5273-4149（直通）



しんじゅく健康フレンズ